

# 脱商品化とシテイズンシップ

——福祉国家の一般理論のために——

(『思想』2011年3月号(1043号)、145-162頁、著者最終稿)

田中 拓道

## 一 シテイズンシップ論の今日的展開

一九九〇年代以降、東欧やアジアの民主化運動、リベラル・コミュニティアン論争、福祉国家の変容などを背景として、「シテイズンシップ」という概念が政治理論の一つの焦点となってきた(1)。近年までの議論は大きく二つの流れに分けることができる。

第一は、リベラリズムの提起するシテイズンシップ論に対して集団の文化的差異・多元性を強調する議論である。リベラルなシテイズンシップ論では、共同体内の成員を同等な存在として扱うこと、そのために法的平等のみならず、基本的な財の平等を保障することが重視されてきた。一方新しいシテイズンシップ論では、個人の属する集団の文化的差異や多元性が重視される。これらの議論によると、個人は特定の文

化や集団の中で対話をつうじて自己を形成する(2)。したがって、平等な尊厳を保障するにとどまらず、文化やアイデンティティの差異を最大限尊重し、涵養しなければならない。シテイズンシップをめぐる政治は「差異の政治」、「承認をめぐる政治」、「アイデンティティの政治」へと向かう(3)。たとえばマイケル・イグナティエフはシテイズンシップの重要な構成要素として「帰属 (belonging)」を挙げた(4)。アイリス・マリオン・ヤングは「新しい社会運動」の提起したジェンダー、セクシュアリティの差別、日常生活への官僚的介入をシテイズンシップの問題として採りあげる(5)。さらにマイノリティ集団の文化的権利をどこまで認めるのかという「多文化主義的シテイズンシップ」をめぐる、ウィル・キムリツカをはじめとする論者によって、多くの議論が積み重ねられてきた(6)。

第二に、こうした文化的要求の一方で、一九九〇年代以降のグローバル化の深化を背景として各国で福祉国家の再編が進展すると、社会的シテイズンシップの問い直しが必要な論点となってきた。これらの議論の特徴は、「市民であること」の社会的権利だけでなく、義務の側面を強調することである(7)。資本移動の自由化とともに各国の財政制約が強まるにつれて、公的福祉支出を抑制し、貧困層への再配分政策を見直すこと、とりわけ公的扶助・失業給付に代えて就労義務と結びついた給付を導入することが、共通の政策課題となってきた。アメリカでは一九九六年に「個人責任と就労機会の調停法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)」が成立し、従来の公的扶助法が廃止されるとともに、扶助の支給期間を生涯最大五年間とし、支給開始から二年間の就労義務を課す制度が導入された(8)。イギリスでは、ニューレイバーによる一九九八年のグリーンペーパー「わが国の新しい野心——福祉のための新たな契約 (New Ambitions for Our Country: New Contract for Welfare)」において、社会的権利と義務の対応を強固にすること、最低所得保障や失業保険を改革することが宣言された(9)。ニューレイバーの「第三の道」に理論的基礎を提供したアンソニー・ギデンズは次のように述べている。「新しい政治の第一原理として、『責任なくして権利なし (no rights without responsibilities)』を挙げることができるかもしれない」(10)。一九九〇年代以降の社会政策では、「貧困」に代わって社会的紐帯からの離脱

を意味する「社会的排除 (social exclusion)」という語が広く用いられてきた(11)。その含意は多様であるが、多くの場合個人々の属するコミュニティへの貢献義務、とりわけ就労義務が強調されてきた。

以上の二つのシテイズンシップ論、すなわち文化的差異や多元性の尊重と、再配分や権利・義務関係の問い直しという二つの動向を、どう関連づけ、どう包括的に理解すればよいのだろうか(12)。今日の社会的シテイズンシップの変容は、いかなる枠組みによって分析できるだろうか。かつてトーマス・ハンフリー・マーシャルは、シテイズンシップの歴史を市民的権利から政治的権利、社会的権利へと向かう発展史として描いた(13)。しかし今日の(縮減を伴う)変容を、こうした発展論によって説明することはできない。本稿では、グローバルな資本主義の展開を踏まえ、社会的シテイズンシップの基礎を原理的に捉えなおすために、「脱商品化 (de-commodification)」という概念を軸に据える。この概念を従来の研究より拡張し、物質的再配分と規範・アイデンティティの提供という二つの要素を含む形で捉えなおすことで、社会的シテイズンシップが「商品化」と「脱商品化」の組み合わせをめぐる政治的権力闘争の産物であること、今日の変容も新たな政治的対抗軸の中で分析する必要があることを主張したい。

## 二 商品化と脱商品化

### ——社会的シテイズンシップの基礎

#### 1 エスピン・アンデルセンの「脱商品化」論

本節では、まずイエスタ・エスピン・アンデルセンの「脱商品化」論を検討し、その含意と問題点を指摘する(14)。彼の議論は資本主義と民主主義の関係を最も洗練した形で提示し、福祉国家論の主流となってきたからである。彼は一九八五年の『市場に抗する政治 (*Politics against Markets*)』において、社会的シテイズンシップの成立をおよそ以下のように論じている。

第一は、労働者階級の把握についてである。資本主義の下で労働者は、自らの労働力を「商品」として売る以外の生存手段を失い、病気・老齢・失業などの際には生存の危機にさらされる。資本主義は労働力商品化を押し進める一方、労働力を破壊する傾向を持つため、「商品化に対抗する力を育成するよう運命づけられている」(15)。ただしエスピン・アンデルセンは、ベルンシュタインやオーストリア・マルクス主義者とともに、労働者階級の絶対的窮乏化というマルクスのテーゼを否定する。資本主義の発展は階級を無数に分化させ、多くの労働者の生活を豊かにする。「階級」とは、生産関係に規定されるのではなく、個々の労働者が自らの境遇を改善するために権力資源を活用し、組織化を行うことで生み出される「政治的」構築物に他ならない(16)。

第二に、議会制民主主義は労働者にとって境遇改善の戦略的手段となる。二十世紀のマルクス・レーニン主義において、国家は資本家階級の支配の道具とみなされてきた。ネオ・マルクス主義においても、階級構造からの「相対的自律性」が承認されるにもかかわらず、国家は「構造的」に資本家の階級支配に規定される、と理解された(17)。一方エスピン・アンデルセンによれば、議会多数派を形成し、国家による社会政策を導入することで、労働者は政治的な階級組織化の資源を強化し、資本家階級のヘゲモニーに対抗することができる(18)。言い換えれば、国家は資本主義的生産関係から(強い自律性)を持つ。

第三に、労働者階級は、議会多数派を形成し維持するために、中産階級を含めた他の階級とできるかぎり広い連合を組む必要に迫られる。労働者階級の目指す「脱商品化」政策(労働市場への依存を軽減する政策。具体的にはできるだけ少ない拠出によって平均的な生活水準を保障する公的年金、疾病保険、失業給付など)は、結果として労働者の狭い階級利益を越え、「国民化 (*nationalization*)」へと、すなわち成員全体に対する社会的シテイズンシップの保障へと近づく、という(19)。以上のように、エスピン・アンデルセンにとって「脱商品化」とは、労働者による階級組織化と影響力行使のための重要な権力資源として理解される。こうした理解は、一方において、社会的シテイズンシップの形成をめぐる「政治」を自律した対象として析出することを可能にした。マーシャルの

単線的な発展論、あるいはマルクス主義やネオ・マルクス主義の階級構造規定論に対して、このアプローチは、労働者の組織化と政治戦略こそが社会的シテイズンシップの生成と分岐をもたらす要因であることを明らかにした(20)。

他方で、彼の「脱商品化」概念は次の二点において不明確な部分があり、批判の対象となってきた。一つは、「商品化」の進展によって不利な立場に立たされるのがもつぱら労働者と想定され、労使階級以外のジェンダー、エスニックなどの社会的な権力関係がほとんど扱われていない点である。たとえば第二次大戦後の福祉レジームは、多かれ少なかれ「男性稼得者モデル」を前提とし、ジェンダー間の差別的分業を強化した面がある。にもかかわらず、こうした権力関係は「脱商品化」概念に組み込まれていない(21)。さらに福祉レジームがナショナルな線引きを前提とし、移民労働者などエスニック間の差別を内包していた点についても触れられていない(22)。

第二に、より重要なことは、労働者の階級運動の権力資源に焦点を合わせているため、「商品化」と「脱商品化」の対抗関係が概念として深められておらず、両者の相互補完性が強調されている点である。そもそも「脱商品化」とは、大部分の労働者の「商品化」(労働市場への参加)を前提とし、労働力の再生産機能を補完することで、資本主義「システムの存続」を可能にするものと想定されている(23)。「脱商品化」の中身は、労働力再生産に必要な基礎的生活所得・サービスの

供給に限定され、それ以外の多様な人間的諸能力の発展——たとえば個性の発達、他者との協同、政治参加の資源拡張——は視野に含められていない(24)。言い換えれば、労働力「商品化」が人間の多様なニーズといかなる矛盾や対立を引き起こすのが、彼の議論では掘り下げられていない。

こうした概念上の曖昧さは、近年の立論変化にもつながっているように思われる。九〇年代末以降、エスピンドルセンは「脱商品化」という語をほとんど使用しなくなった。情報・サービス産業が中心となる「知識基盤型経済(knowledge based economy)」の下では、受動的な所得保障は雇用拡大や経済成長を阻害する。新しい福祉政策は、雇用の柔軟化を促進する一方、社会的投資(就労訓練・就労教育)によって人々の「就労可能性(employability)」を引き上げ、労働市場への自発的転入を支援することへと向かわなければならぬ(25)。「商品化」と「脱商品化」の相互補完性が重視される結果、新しい経済構造の下で、両者の均衡は「商品化」の優位へと移行する。新しい福祉政策の目的は、いわば市場への依存を軽減する「脱商品化」から、市場への再参入を支援する「再商品化(re-commodification)」へと向かう。その結果、「商品化」と「脱商品化」をめぐる政治的対抗という視点は後景へと退くことになる。

## 2 労働力商品化とその限界

エスピンドルセンの「商品化」と「脱商品化」概念

の曖昧さを越えて、両者の関係をより原理的に把握するためには、いったんカール・マルクスとカール・ポラニーの議論に立ち返り、現代の文脈に合わせてそれらに修正を加える必要がある。両者はともに、資本主義（ポラニーの言葉では「市場経済（market economy）」）の特徴を、あらゆる財が市場で売り買いされる商品となること、とりわけ労働（力）が商品となることに見いだし、その原理的な矛盾を追究することを課題とした。「資本主義的生産の全体系は、労働者が自己の労働力を商品として売る、ということに基づいている」（マルクス『資本論』第一巻四篇一二章）。以下では重要な論点を三点抽出する(26)。

第一に、マルクスは「商品」に隠された二重の性質から、労働力の商品化が二重の社会的帰結をもたらすことを指摘した。一方で労働力商品化とは、個人が共同体的な所有関係から切り離され、自己の労働力を自由に処分できる主体として析出されることを意味する(『資本論』第一巻第二編第四章)。労働力の売り買いは「法的に平等な人格」同士の自由な交換関係として現れる。他方で、労働生産物の価値を決める市場は、資本家同士の利潤獲得競争に規定された関係、個々の労働者からみれば自らのコントロールを超えた「物象化」された関係である。具体的には、資本家が何をどのくらい生産したり販売したりするかを決めるだけでなく、利潤を最大化するために新しいテクノロジーを導入し、労働時間を延長し、労働力の再生産費用（労働賃金）を引き下げようとする。周

知のとおりマルクスは、こうした二重の関係性から、社会的有用性を表す「使用価値」と貨幣によって表される「交換価値」の区別を導出し、そこに「剰余価値」の存立根拠を見いだした。本稿ではこうした価値論の経済学的妥当性については論じない。ここで指摘しておくべきことは、労働力商品化の二重の帰結によって、資本主義社会が永続的な権力闘争を抱えつづけることになる、ということである。

第二に、以上の議論がただちに労働者の「疎外」、「搾取」や階級窮乏化論と結びつくわけではない(27)。実際には、資本主義は社会全体の富を飛躍的に拡大させ、多くの労働者の生活を豊かにする。労働力商品化の矛盾とは、こうした「物象化」されたメカニズム自体が労働力商品の担い手である人間の存立基盤を掘り崩す可能性がある、ということに見いだされる。たとえばポラニーは、労働力という「擬制商品（fictitious commodity）」の特徴として、その担い手である「人間」に影響を与えずに自由に処分したり保存したりすることができない、という点を挙げた(28)。労働力を担う人間は、資本主義的市場の内部で自由に維持・再生産できない。たとえば病氣、失業、老齢などの際には市場以外の社会関係に依拠してしか生存を維持できないし、そもそも育成することができない。

さらに重要なことは、労働力を担う人間の育成・存立が、物質的のみならず文化的・規範的な水準においても市場外部の社会関係に依存する、ということである。「文化的諸制度と

いう保護の被いを取り去られれば：人間は悪徳、墮落、犯罪、飢餓という激しい社会的混乱の犠牲となって死滅する」(29)。ポラニーは、市場のもたらす「破局」の原因を経済的搾取よりも「文化的破壊」に見いだした。人間は一定の文化や規範の中で生育し、周囲との交流において独立した人格を形成する。「商品化」のメカニズムはこうした関係性を掘り崩す傾向を持つため、「商品化」に対抗して国家の保護立法や労働組合などの集団形成が必要となる。それらは階級的利害対立の産物というよりも、一定の文化や規範をもつ社会集団の再構築、すなわち「社会の防衛」である(30)。

こうして資本主義は、個人を既存の社会的紐帯から析出し、労働力商品化を押し進める「物象化」されたメカニズムである一方、労働力を担う人間を物質的かつ規範的に維持・再生産するために、市場外部の社会関係に依拠しなければ長期的に存続できない、という矛盾を抱えている。「脱商品化」の根拠はここに見いだされる。

第三に、資本主義との関係における国家・社会制度の位置づけは、上記のように理解された「脱商品化」から導かれる。マルクスは、労働力という特殊な商品の維持・創出のメカニズムを、国家という暴力装置による「本源的蓄積」(土地の収奪)と、救貧法などによる「産業予備軍」の形成に見いだした(『資本論』第一巻第七篇第二四章、第一巻第七篇第二三章第四節)(31)。しかし、ポラニーが「社会の防衛」という表現で述べたように、労働力商品の担い手である人間の再生産は、

国家のみならず、「商品化」メカニズムに対抗する様々な社会集団——家族、職業集団、宗教集団、エスニック集団——の相互扶助によっても担われる。すなわち「商品化」の進展とともに、これらの集団は解体されるよりも、むしろ「脱商品化」の担い手として再編され、再強化される場合がある(32)。

さらにこれらの社会集団は、人間を自立した主体として構成する規範・アイデンティティの再生産装置としても機能する。レイ・アルチュセールは、労働力再生産に不可欠の要素として「イデオロギー」の再生産を挙げた。イデオロギーとは「自らの現実的な存在諸条件に対しても想像的な関係」であり、具体的には職業規律、労働能力、秩序への恭順、これらを含めた「主体」としての自己意識を指す。これらは国家権力や法によって個人に強制できるわけではなく、生産関係から自律した社会制度(学校、家族、宗教、組合、出版・放送、文化)によって担われる。これら諸制度の働きかけによって、個人は自己と(資本主義的)環境の関係にかんする「想像的」な像を獲得し、自らを「主体」として構築する(33)。

ここで国家・社会制度の役割について二点留保を付しておきたい。一つは、アルチュセールやネオ・マルクス主義者など、社会制度とイデオロギーの役割を強調する論者に共通する問題点である。これらの論者は、社会制度やイデオロギーが「最終審級(dernière instance)」である資本主義的生産関係に規定され、その枠内で機能するものと想定している(34)。しかし、資本主義の基礎となる労働力商品(の担い手である

人間)の再生産が、市場外の国家、社会制度、イデオロギー装置に依拠することでしか保障されえないのであれば、資本主義的生産関係を自律した「土台」「システム」と見なすことはできない。したがって、それが「上部構造」を「規定」するという想定は成り立ちえない。国家や社会制度の役割が生産関係に規定されるわけではなく、両者の関係は、相互に依存し、かつ対抗するというアド・ホックなものにとどまる。具体的な国家・社会制度のあり方は、社会集団間のヘゲモニー闘争と権力闘争、すなわち自律した「政治」によってのみ規定されるはずである。

もう一つは、国家の「種差的な役割」に関してである。物理的暴力を独占する国家は、ニコス・プーランツァスの指摘するとおり、社会統合の「決定的水準」に位置づけられる。プーランツァスの国家理解には揺れが見られるものの、そこにはおよそ二つの特徴づけが見いだせる。(一)国家の最も重要な特徴は、単なる暴力装置ということではなく、「公」と「私」、「国家」と「社会」の分離を前提として、「あたかも階級『闘争』が存在しないかのように」社会全体の利益を代表する、という外形を取ることにある。権力闘争一般と区別された「政治的なもの (le politique)」の固有の属性、すなわち特殊な社会統合機能はこの点に存する(35)。(二)他方で国家とは、「諸階級および階級的諸分派間の力関係の物質的凝縮」である(36)。彼の議論を敷衍すると、階級、ジェンダー、エスニックなどの社会集団は、こうした特殊な統合機能を持つ国家を「戦略

的な場 (terrain stratégique)」として権力闘争を行い、その過程で集団の組織化を行うと同時に、それらの力関係が国家をつうじて「凝集」され、諸制度の組み合わせとして構造化される。シテイズンシップを論ずるにあたって社会制度の多元性を一つの構造へと縮減する国家の機能を無視することはできない。

これまでの議論をまとめておきたい。資本主義とは、資本蓄積を自己目的とした「物象化」されたメカニズムであり、既存の共同体を解体して労働力という商品を析出する。その一方で、市場内部で労働力の担い手である人間を自由に維持・再生産できない以上、市場外部の社会関係において物理的・規範的な「再生産」を担保しなければ長期的に存続できない、という矛盾を抱えている。「脱商品化」は、こうした要請に応じて、国家のみならず社会にまたがる多様な諸制度に担われる。その機能は物質的水準のみならず、規範的水準において――すなわち、労働力商品として既存の社会的紐帯から切り離された個人に、文化的な「帰属」の場を提供し、独立した人格やアイデンティティ形成の手がかりを提供する、という機能において――把握されなければならない。「脱商品化」のあり方は、社会内部のヘゲモニー闘争にとどまらず、国家を「戦略的な場」とする社会集団間の権力闘争と組織化によって決まる。福祉レジーム論やレギュラシオン理論が明らかにしたように、ジェンダー分業に基づく家族、職業集団、エスニック集団などは、資本主義の進展とともに解体される

のではなく、むしろ再強化される場合がある。これらの組み合わせは、階級構造に規定されるのではなく、階級を含めた社会集団間の権力関係を反映し、最終的に国家をつうじて制度化され、構造化される。

### 3 二十世紀の社会的シテイズンシップ

以上のように「脱商品化」概念を把握した場合、二十世紀の社会的シテイズンシップの特徴はどう捉えられるだろうか。これまで社会的シテイズンシップは、階級間妥協を経た「国民化」の産物として、すなわち階級から国民全体へと社会的平等、あるいは市場への依存を軽減する権利が拡大したものと理解されてきた（マーシャル、エスピノーアンデルセン）。しかし上記の「脱商品化」概念に基づけば、こうした理解にはいくつかの修正が必要となる。

第一に、それは「国民」全体を包含するというよりも、階級以外の様々な社会的権力関係を反映し、一定層の排除や差別的規範を構造的に組み込んでいた。たとえばレギュラシオン理論の代表者ミシェル・アグリエッタは二十世紀の「賃労働者社会（société salariale）」を次のように評する。「賃労働者社会は規格化（normalisation）に基づいている。法は同質化をおしすすめる。それは等価関係を強調する。規格化は区分けし、場所を定め、諸個人を様々な機能に振り分け、集団を階層化し、多様な役割を与える」（37）。二十世紀の「社会的市民権（citoyenneté sociale）」は、労使階級間の妥協を背景とし

て、賃労働に従事する者（男性稼得者）に事故・病気・老齢などのリスクからの保護をもたらした（38）。その一方で、ジエンダー差別に基づく家族を前提とし、ナショナルな線引きと人種・エスニック差別を組み込み、職域ごとの階層を再生産し、画一的な労働・消費・生活様式を個人に課してきた（39）。

第二に、家族、エスニック、職域格差、ナショナルな線引きは、「帰属」の場とアイデンティティを個人に提供する役割を果たしてきた。これらの複合体としての各国の福祉レジームは、それぞれ歴史的背景と階級的・社会的権力関係を反映した固有の規範によって支えられてきた（40）。

### 三 社会的シテイズンシップの再編成

#### ——「脱商品化」の新しい形

一九七〇年代後半以降、先進国はいわゆるフォーダイズム型蓄積体制の機能不全に直面し、資本主義の再編——金融を中心としたグローバル化と国内産業構造の転換——が開始される。この動きは従来の階級・社会集団間の権力バランスを変化させ、八〇年代以降社会的シテイズンシップの問い直しが本格化していった。この問い直しは二つの異なる流れに区分する必要がある。

第一は「再商品化（re-commodification）」の進展である。資本主義の再編と労使権力バランスの変化によって、二十世紀の福祉国家に体现された「商品化」と「脱商品化」の均衡

は、「商品化」の優位へと移行する。先進諸国では資本移動の自由化、産業規制・労働保護の縮小、公共セクターの民営化、公的支出の抑制などと並行して、従来の受動的で画一的な社会給付が雇用拡大と経済成長を阻害している、と見なされていく。福祉政策の目的は、市場からの一時的な離脱を保障する「脱商品化」から、就労教育・就労支援を通じて人々を労働市場へと再参入させること、ポール・ピアソンの言葉を借りれば「再商品化」(41)へと移行する(42)。

「脱商品化」から「再商品化」への転換は、個人の規範とコミュニティの位置づけという二つの水準において、新しい権力配置をもたらしつつある。

(一)家族形態や生活様式の多様化、雇用の流動化は、リスクの個人化を促進する。もはや個人は、病気・労災・老齢などの画一的なリスクから保護される客体ではなく、自ら個別的リスクに対処する責任を負った主体と見なされていく(43)。個人は、受動的な権利の保持者にとどまらず、自らの有用性を社会に対して示し、社会に貢献する義務を負う「能動的(active)」市民でなければならぬ。ピエール・ロザンヴァロンによれば、近年の福祉国家再編において「契約」という概念が着目されているのは、そこに社会と個人が相互に義務を担い合う、という含意があるからである(44)。ギデンズやジャック・ドンズロは、個人が社会との交渉の中で自らの役割を再発見し、自己を構築していくという営みを「プロジェクト(project)」、「自己」の再帰的プロジェクト(reflexive project

of the self)」という言葉で表現している(45)。もはや個人は社会から「規格化」された役割を付与され、それに見合った保護を与えられるだけの存在ではない。社会との絶えざる交渉によって自己に適した役割と義務をその都度発見し、アイデンティティを自ら構築しなおしていくべき存在となる。

(二)こうした能動的なモラルを内面化した主体を育成し、その帰属と承認の場を確保するために、家族、地域社会、非営利団体などの「コミュニティ」の役割があらためて重視される(46)。近年貧困に代わって「社会的排除」という語が一般化し、社会的「包摂(inclusion)」が福祉政策の最も重要な課題と見なされるようになってきた。これらの政策では、個人を能動的主体へと引き上げるために、再配分を行うよりもコミュニティへと個人を包摂し、その「社会化」を通じて自律した主体へと陶冶すること——具体的には就労意欲や自己規律能力の獲得を支援すること——が重視される(47)。こうしたコミュニティ内における権利・義務の均衡の強調は、しばしば「義務を果たさない」移民や難民に対する排外運動とも結びつく(48)。

以上のように、「再商品化」の進展は、国家とコミュニティの役割を定義しなおし、個人の自己「再帰的(反省的)」能力を拡大させることを通じて、規範やアイデンティティを新たな産業構造に合わせて自ら調整するよう促し、これらを同一の権力配置の下に位置づける。

第二に、社会的シテイズンシップの問い直しは、労使階級

以外の社会的な権力関係を背景として行われてきた。周知のようにユルゲン・ハバーマスやクラウス・オッフエは、戦後の社会国家が個人々の日常生活を統制し、管理する権力となつていることを批判した。それはミシェル・フーコーが指摘したように「事態を個別に解体し、ノーマライズし、監視する実践と結びついている」(49)。新しい中産階級を中心に担われる権力闘争は、生活様式、自己実現、参加、文化的権利(フェミニズム、セクシュアリティ、文化的少数派の認知)をめぐって展開される(50)。実際一九七〇年代から八〇年代

にかけて、既存の「規格化」された労働・消費・生活様式に対する批判運動、ジェンダー間差別に対抗するフェミニズム運動、生産至上主義を批判する公害・エコロジー運動など、「新しい社会運動」とよばれる紛争が噴出した。その代表的理論家アルベルト・メルツチによれば、情報や知識が価値を生み出す今日の社会では、個人が自らの役割を「自己再帰的(self-reflexive)」に調節し、社会に「適応」するよう促す権力が拡大し、個人々のアイデンティティ・感情・セクシュアリティへの統制がますます強まっている。一方個人は、社会関係や生の意味、アイデンティティを自らの手で再獲得するために、この自己再帰的(反省的)能力を能動的に活用する。内面への統制拡大と自己選択能力の拡大という「個人化(individualization)」の二重の性質から、「アイデンティティ」をめぐる闘争こそが、現代社会の主要な紛争形態となる、という(51)。九〇年代以降、「新しい社会運動」の延長上に「ア

イデンティティの政治」、「承認をめぐる政治」が展開され、エスニック・文化的マイノリティの抑圧撤廃や承認がシティズンシップの問題として問われてきたことは、冒頭で指摘したとおりである(52)。

ただし、これらの運動を「脱物質主義的」、「文化的」な運動と捉えるだけでは、なお十分な理解とは言えないように思われる(53)。メルツチも言うとおり、「自己再帰的なアイデンティティを時間をかけて形成したり、維持したり、変容したりするには、支配や抑圧から自由な社会空間が要求される」(54)。こうした自由なコミュニケーション空間が社会の中に自ずと存在しているわけではない。それらを創出し維持するためこそ、コミュニケーションに先立つ運動資源が必要である。したがってグレッグ・マーティンの指摘するように、「社会運動論は集合的アイデンティティ、シンボリック行為、脱物質主義的価値のみに焦点を当てるのではなく、物質的再分配、構造的不平等などにもかかわらなければならぬ」(55)。

一九九〇年代以降、グローバルな資本主義の展開とともに、先進諸国では「再商品化」が進展し、コミュニティの役割や個人々のアイデンティティが編成しなおされている。従来の社会運動に代わって、今日ではワーキングプア・失業・ホームレス問題、移民の排除問題、障害者運動、オルター・グローバル化運動など、物質的再配分と「承認」「帰属」の両者にかかわる運動が活性化している。戦後の社会的シティズンシップにはらまれた差別や規格化を批判する運動は、今日では

「再商品化」にともなう財の配分・アイデンティティの再編成に対抗する「脱商品化」運動として凝集され、組織化される必要がある。

ラディカル・デモクラシーを唱えるシャンタル・ムフは、新たな「シテイズンシップ」概念を次のように定義している。

「それぞれ異なった目的を追求する企てが多数存在し、相異なるさまざまな善の概念が存在していて、各人めいめいそれらの企てに参画し、善の概念とかかわりをもつけれども：『レス・プブリカ』によって命じられる諸規則に従うことを受諾するような、諸人格が共有する政治的アイデンティティ」(56)。ムフによれば、社会関係の商品化・官僚制化に対抗する運動は、差異や新たなアイデンティティ創出を求めて、自由民主主義という共通の「倫理―政治的価値へのコミットメント」の下に、できるだけ多くの敵対性を社会の中に生み出しつづけるなければならない、という(57)。

しかし、今日の社会において敵対性の複数化・多元化や自由民主主義への抽象的コミットメントを強調するだけでは、実効的なシテイズンシップをもたらすのに十分とは言えない。差異や多元性を涵養し、各人の新たなアイデンティティ形成の機会を拡張するためにこそ、社会的シテイズンシップを求める運動は、「再商品化」に対抗する新しい「脱商品化」概念の下に包摂され、政治的に組織化されなければならない。こうした運動は、文化・アイデンティティの多元化だけでなく、社会的紐帯の意味、労働や生のあり方を問い直したり選択し

たりするため、従来の差別・排除構造を越えて、できるだけ多くの個人に基本的な生活財、就労能力、教育、社会関係資本、政治的資源の配分を求めるものでなければならないだろう(58)。

#### 四 新しい政治的対抗軸

本稿では、資本主義という「物象化」されたメカニズムの下で、「商品化」と「脱商品化」の組み合わせをめぐる永続的な権力闘争がはらまれ続けること、「脱商品化」とは、物質的水準と規範的水準の両方に拡張して把握されるべきこと、「商品化」と「脱商品化」の組み合わせをめぐる闘争は、労使階級のみならずジェンダー、エスニック、地域などさまざまな社会的権力関係の間で行われること、それらは国家を「戦略的な場」とする闘争を経て制度化され、構造化されることを指摘した。今日の社会的シテイズンシップ再編に見られる二つの側面、すなわち文化的差異や多元性の要求と、物質的再配分の問い直しは、グローバルな資本主義の展開を背景とした「再商品化」と新しい「脱商品化」の対抗軸の中に位置づけられ、それぞれの目的に沿った国家・社会集団・個人の規範およびアイデンティティの編成をめぐる権力的対抗として理解される必要がある。そこで最後に、今後の新しい政治的対抗軸に関する暫定的な仮説を提示することで本稿を終えたい。

一方の軸に位置するのは、資本主義の再編（グローバル化、ポスト工業化、「知識基盤型経済」）への「適応」を目的とした人的資本への投資とその育成、すなわち「再商品化」を最優先する勢力である。個々人の就労能力・職業倫理・自己規律・自己責任を育成するために、家族、学校、地域コミュニティ、非営利団体（アルチュセールの言う「国家のイデオロギー装置」）を動員し、個々人への働きかけを最大化することが目指される。国家の役割は縮小されるのではなく、むしろグローバル化への適応、企業の多国籍化、国内の規制緩和、バイオ・金融・情報などの新産業における研究開発（産学連携）、人的資本の育成（競争的教育政策）において、より一層重要となる。

もう一方の軸に位置するのは、個人による文化・伝統の再解釈、規範とアイデンティティの自己選択を重視する勢力である。具体的には、労働の意味、生活の質、ジェンダーやネイションによる線引きと差別を問い直す運動を重視し、それらを促進するために、個々人の就労能力の向上にとどまらず、基本的な生活財の配分、社会関係資本の強化（コミュニティ活動、非営利活動への補助）、政治参加のための資源の確保（労働時間の短縮、政治教育の機会拡充等）を目指す。「再商品化」に対抗する新たな「脱商品化」は、単なる市場からの一時的な離脱を「国民」に保障するにとどまらず、上記の多様なリソースを、ジェンダー、エスニック、ネイションなどの線引きを超えてより多くの個人に保障する、という運動概念へと

拡張される。この第二の勢力は、資本主義や国家権力を否定するのではなく、むしろグローバル化、情報・サービス化の進展を積極的に肯定し、これらが個人の自己選択・自己反省能力の拡張につながるようコントロールすることを求める。その限りにおいて、国家権力および国際機関の戦略的活用を目指し、階級を横断した組織化による政治権力の獲得を志向することになるだろう。

(1) 近年までの動向の代表的研究として以下を参照。Engin F. Isin and Bryan S. Turner eds., *Handbook of Citizenship Studies*, London, Sage Publications, 2002; 岡野千代『増補版』シティズンシップの政治学―国民・国家主義批判』白澤社、二〇〇九年。

(2) Charles Taylor, "The Politics of Recognition", in Taylor et al., *Multiculturalism and "The Politics of Recognition"*, Princeton, Princeton University Press, 1992, p. 32 (佐々木毅ほか訳『マルチカルチュラリズム』岩波書店、一九九六年、四七頁)。

(3) Iris Marion Young, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton, Princeton University Press, 1990.

(4) マイケル・イグナティエフ（添谷育志、金田耕一訳）『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』風行社、一九九九年。

(5) Young, *Justice and the Politics of Difference*, pp. 81-88.

(6) Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford, Oxford University Press, 1995 (角田

猛之ほか監訳『多文化時代の市民権』晃洋書房、一九九八年)；  
Will Kymlicka and Wynne Norman, *Citizenship in Diverse Societies*, Oxford, Oxford University Press, 2002.

(7) 各国の福祉改革と社会的シテイズンシップ論の動向を概観したものとして以下を参照。Joel F. Handler, *Social Citizenship and Welfare in the United States and Western Europe: the Paradox of Inclusion*, Cambridge, Cambridge University Press, 2004. 邦語では、田村哲樹「シテイズンシップと福祉改革」『法政論集』二一七号、二〇〇七年、三三三―三六八頁；武川正吾編『ワークフェア』法律文化社、二〇〇七年など。なお国境を越えたグローバルなシテイズンシップをめぐる議論は、本稿では末尾で補足的にししか触れることができない。

(8) Rebecca M. Blank and Ron Haskins eds., *The New World of Welfare*, Washington, Brookings Institution Press, 2001.

(9) 一九九〇年代イギリスの福祉政策の変化をシテイズンシップの観点から論じたものとして以下を参照。Colin Crouch, Klaus Eder, and Damian Tambini, *Citizenship, Markets, and the State*, Oxford, Oxford University Press, 2001.

(10) Anthony Giddens, *The Third Way: the Renewal of Social Democracy*, Cambridge, Polity Press, 1999, p. 65.

(11) Ruth Levitas, *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour*, 2<sup>nd</sup> ed., Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2005.; Ruth Lister, “Inclusive Citizenship: Realizing the Potential”,

*Citizenship Studies*, vol. 11, no. 1, 2007, pp. 49-61. ロヒュニタリアンの影響を重視するものとして以下がある。Hartley Dean, “Citizenship”, in Martin Powell ed., *New Labour, New Welfare State?: the “Third Way”*, in *British Social Policy*, Bristol, Policy Press, 1999, pp. 213-233.

(12) 文化的多元性と物質的再配分のどちらが重要であるのかをめぐっては、N. フレイザーとA. ホネットの間で論争がなされている。フレイザーはヤングの「差異の政治」論、ホネットの「承認をめぐる闘争」論を批判し、これらが集団の文化的差異を特権視する一方、物質的財の配分をめぐる不正(所得再配分、労働の組織化、投資の民主的決定、経済構造)を軽視している」と指摘する(Nancy Fraser, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition*, New York, Routledge, 1997, p. 11, p. 14, p. 202 [仲正昌樹監訳『中絶された正義―「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房、二〇〇三年、二四頁、二六頁、三〇六頁])。フレイザーによれば、社会秩序とは文化的不正と経済的不公正という二つの権力関係の複合体である。それらの「背後にある生成枠組み(underlying generative framework)」自体を組み替え、「脱構築」しなければならない。ただしその「枠組み」＝「構造」が何を指すのかについて、彼女は詳しく論じている( Nancy Fraser and Axel Honneth, *Redistribution or Recognition? A Political-Philosophical Exchange*, New York, Verso, 2003, p. 64, p. 75)。一方ホネット

によれば、あらゆる政治闘争は不公正の認知から始まる。「配分をめぐる闘争」に先立って「承認をめぐる闘争」が存在する。さらに再配分自体も社会的な「承認」の一形態にすぎない。

(13) T. H. Marshall, "Citizenship and Social Class", in Marshall, *Class, Citizenship, and Social Development*, New York, Doubleday and Company, Inc., 1964, pp. 65-122 (岩崎信彦、中村健吾訳『シテイズンシップと社会階級—近現代を総括する マニフェスト』法律文化社、一九九三年所収)。

(14) このほかにオッフフェも「脱商品化」という概念をキーワードとして用いている(クラウス・オッフフェ(寿福真美編訳)『後期資本制社会システム—資本制的民主制の諸制度』法政大学出版局、一九八八年、九三—一一三頁)。彼は①社会給付の受給者、被保護者(学生、主婦、年金受給者、失業者など)、②価値増殖過程に直接かかわらない労働者(サービス・流通・販売業者、管理職、官僚)、③国家インフラ従事者(病院、学校など)の拡大を「脱商品化」領域の拡大と称し、「商品化」を原理とする資本制システムとの矛盾を見いだしている。しかし、サービス業や官僚層の労働をも「脱商品化」労働に含めることは、概念を拡張しすぎているように思われる。

(15) Gosta sping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge, Polity Press, 1990, p. 37 (岡沢憲英、宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』シネルヴァ書房、二〇〇一年、四一頁)。

(16) Gosta Esping-Andersen, *Politics against Markets: the Social Democratic Road to Power*, Princeton, Princeton University Press, 1985, p. 20, p. 27.

(17) たとえばジェソップは、民主主義が「資本主義経済の利潤」追求に制約されると論じる (Bob Jessop, *State Theory: Putting the Capitalist State in its Place*, Cambridge, Polity Press, 1990, p. 189 [中谷義和訳『国家理論—資本主義国家を中心に』御茶の水書房、一九九四年、二七七頁)。ヒルシュの場合、「ブルジョワ民主主義」は「資本主義的生産関係と所有関係」の課す「限界に直面」しているが、両者の結びつきは「論理的でないし構造的に必然的である」とはどうも言いがた「く」根本的な矛盾をはらんでいる」とされる (ヨアヒム・ヒルシュ(表弘一郎ほか訳)『国家・グローバル化・帝国主義』シネルヴァ書房、二〇〇七年、七五頁)。

(18) Esping-Andersen, *Politics against Markets*, pp. 146-147; Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, p. 16 (邦訳、一六頁)。

(19) Esping-Andersen, *Politics against Markets*, p. 32, p. 148.

(20) Gosta Esping-Andersen, Walter Korpi, "Social Policy as Class Politics in Post-War Communism: Scandinavia, Austria, and Germany", John N. Goldthorpe ed., *Order and Conflict in Contemporary Capitalism*, Oxford, Clarendon Press, 1984, pp. 179-208; Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*; Evelynne Huber and John D. Stephens, *Development*

*and Crisis of the Welfare State*, Chicago and London, University of Chicago Press, 2001.

- (21) Jane Lewis, "Gender and the Development of Welfare Regimes", *Journal of European Social Policy*, vol. 2, no. 3, 1992, pp. 159-173; A. Orloff, "Gender and the Social Rights of Citizenship", *American Sociological Review*, no. 58, 1993, pp. 302-328. エスピン＝アンデルセンはこうした批判を受けて「脱商品化」と「脱家族化」の二つを指標とした福祉レジーム論を展開するに至っている。しかし問題は、両者を別個の軸として立てることではなく、両者がいかなる相関関係にあるか、を明らかにすることである。なおこの点に関する先駆的な研究として、上野千鶴子『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店、一九九〇年。
- (22) Fiona Williams, "Social Relations, Welfare and the Post-Fordism Debate", Roger Burrows and Brian Loader eds., *Towards a Post-Fordist Welfare State?*, London and New York, Routledge, 1994, pp. 49-73, esp. pp. 59-60.
- (23) Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, p. 37 (邦訳、四一頁)。Cf. Jingjing Huo, Moira Nelson and John D. Stephens, "Decommodification and Activation in Social Democratic Policy: Resolving the Paradox", *Journal of European Social Policy*, vol. 18, no. 5, 2008, pp. 5-20.
- (24) Graham Room, "Commodification and Decommodification: A Developmental Critique", *Policy and Politics*, vol. 28, no. 3,

- 2000, pp. 337-338. エスピン＝アンデルセンはルームの批判に対して「脱商品化」を多層的次元に拡張することは必要であるが、「消費のための脱商品化」(基礎的な生活所得の保障)は、新たな就労や自己実現の前提条件となる」と応える
- (Esping-Andersen, "Multi dimensional decommodification: a reply to Graham Room", *Policy and Politics*, vol. 28, no. 3, 2000, pp. 353-359)。なおルームの批判を踏まえ「脱商品化」を「社会的保護」から「自己発展」「社会的投資」と拡張して福祉国家比較を行った研究として以下を参照。John Gal, "Decommodification and Beyond: A Comparative Analysis of Work-Injury Programmes", *Journal of European Social Policy*, vol. 14, no.1, 2004, pp. 55-69; John Hudson and Stefan Kühner, "Towards Productive Welfare? A Comparative Analysis of 23 OECD Countries", *Journal of European Social Policy*, vol. 19, no. 1, 2009, pp. 34-46.
- (25) Gosta Esping-Andersen, "A Welfare State for the Twenty-First Century", in Christopher Pierson and Francis G. Castles, *The Welfare State Reader*, 2<sup>nd</sup> ed., Cambridge, Polity, Press, 2006, pp. 445-446.
- (26) 上の論点について、詳しくは以下を参照いただければ幸いです。田中拓道「どうなる「福祉国家」押村高編『世界政治叢一〇巻 世界政治を読み解く』シネルヴァ書房(近刊)。
- (27) 社会関係の物象化は経済以外でも起こりうる。また「剰余価値」の領有による資本蓄積は技術革新や生産性向上を可

能にし、労働者の生活水準を相対的に向上させうる。

(28) Karl Polanyi, *The Great Transformation*, Boston, Beacon Press, 2001, p. 76 (吉沢英成ほか訳『新訳』大転換―市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社、一二六頁)。なおポラニー自身も、マルクスの価値形態論と自身の擬制商品論を区別している (*ibid.*, p. 76 [邦訳、一〇二頁])。

(29) *Ibid.*, p. 164 (邦訳、二八四頁)。

(30) ただし近年までのポラニー研究では、文化的側面よりも「制度」への経済の埋め込みが重視されてきた (M. Harvey, Ronnie Ramlogan, Sally Randles eds., *Karl Polanyi: New Perspectives on the Place of the Economy in Society*, Manchester, Manchester University Press, 2007, pp. 9-12)。

ポラニーの議論をレギュレーション理論と架橋しようとするものとして以下。

Bob Jessop, "Regulationist and Autopoieticist Reflections on Polanyi's Account of Market Economies and the Market Society", *New Political Economy*, vol. 6, no. 2, 2001, pp. 213-232.

(31) 正確には、「産業予備軍」は(1)不況時の失業者、(2)農村からの流入者、(3)衰退産業の従事者、(4)被救済民から構成される。

(32) たとえばウォーラーsteinは、資本主義システムを「適度の普遍主義と適度の人種主義／性差別主義との緊張をはらんだ結びつきによって機能するシステム」と呼んでいる (エティエンヌ・バリバル、イマニユエル・ウォラーstein (若森章孝ほか訳)『人種・国民・階級―揺らぐアイデ

ンティティ』大村書店、一九九五年、五〇―五三頁)。

(33) Louis Althusser, *Sur la reproduction*, Paris, Presses Universitaires de France, 1995, p. 107, pp. 205-229 (西川長夫ほか訳『再生産について―イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置』平凡社、二〇〇五年、二二頁、二五二―二七〇頁)。

(34) たとえば以下の議論。Althusser, *Sur la reproduction*, *op. cit.*, p. 155 (邦訳、一八四頁) ; Jessop, *State Theory*, p. 209 (邦訳、三〇一―三〇二頁)。

(35) Nicos Poulantzas, *Pouvoir politique et classes sociales*, Paris, François Maspero, 1968, p. 39, p. 203 (田口富久治、山岸紘一訳『資本主義国家の構造―政治権力と社会階級』未来社、一九八一年、第一巻、四一頁、第二巻、九頁)。

(36) Nicos Poulantzas, *L'Etat, le pouvoir, le socialisme*, Paris, Presses Universitaires de France, 1978, p. 141 (田中正人、柳内隆訳『国家・権力・社会主義』ユニテ、一九八四年、一四七頁)。

(37) Michel Aglietta et Anton Brender, *Les métamorphoses de la société salariale: La France en projet*, Paris, Calmann-Lévy, 1984, p. 13 (斉藤日出治ほか訳『勤労者社会の転換―フォーティズムから勤労者民主制へ』日本評論社、一九九〇年、二七頁)。

(38) Robert Castel, *Les métamorphoses de la question sociale: une chronique du salariat*, Paris, Gallimard, 1999, p. 731.

(39) Michel Aglietta, *Régulation et crises du capitalisme: l'expérience des États-Unis*, Paris, Calmann-Lévy, 1976, pp.

- 145-149 (若森章孝ほか訳『資本主義のレギュレーション理論—政治経済学の刷新』大村書店、一九八九年、一八九—一九二頁)。リビエッツによれば、二〇世紀の調整様式とは「社会的なものを個人の行動において体现する、内面化された規範や社会的手続きの総体、すなわちハビトゥス」である(アラ・ン・ピエッツ(若森章孝、井上泰夫訳)『奇跡と幻影—世界的危機とNICS』新評論、一九八七年、二六頁)。エスピノーア・ンデルセンも福祉レジームを「階層化」の再生産システムと捉えている。
- (40) この点を踏まえれば、各国の政治・社会思想史を福祉レジーム形成史という観点から再構成し、比較するという研究は、今後さらに発展させるべき余地を残している。
- (41) Paul Pierson, “Coping with Permanent Austerity: Welfare State Restructuring in Affluent Democracies”, in Pierson ed., *The New Politics of the Welfare State*, Oxford, Oxford University Press, 2001, p. 422. ただしピアソンは、経済成長と福祉国家が矛盾するものではない以上、そもそも戦後福祉国家を「脱商品化」という指標で捉えること自体ミスリーディングな部分があった、とも述べている。
- (42) 近年までの比較福祉国家研究が、基本的にはこの「再商品化」という構図の内で展開されていること、そこでは将来の方向性の選択をめぐる「政治」が矮小化されていることに關して、以下も参照されたい。田中拓道「現代福祉国家理論の再検討」『思想』一〇二二号(二〇〇八年七月)、八一—一〇二頁。
- (43) Bill Jordan, *The New Politics of the Welfare State: Social Justice in a Global Context*, London, Sage Publications, 1998, p. 112ff.
- (44) Pierre Rosanvallon, *La nouvelle question sociale: repenser l'État-providence*, Paris, Seuil, 1995, pp. 178-180 (北垣徹訳『連帯の新たな哲学—福祉国家再考』勁草書房、二〇〇六年、一八六—一八八頁)。
- (45) Jacques Donzelot, « L'avenir du social », *Esprit*, Mars 1996, p. 71; Anthony Giddens, *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Stanford, Stanford University Press, 1991, p. 5 (秋吉美都ほか訳『モダニティと自己アイデンティティ—後期近代における自己と社会』ハーベスト社、二〇〇五年、五頁)。
- (46) 例として、ギデンズの『第三の道』における「アクティヴな市民社会」論を参照 (Anthony Giddens, *The Third Way: the Renewal of Social Democracy*, Cambridge, Polity Press, 1998, p. 78ff.)。
- (47) ルース・レヴィタスによれば、「社会的排除」概念には(1)所得の欠如、(2)道徳的な失敗者(アンダークラス)、(3)労働市場からの排除、という三つの異なる意味が含まれるが、イギリスの場合(2)(3)の意味が強かった (Ruth Levitas, *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour*, 2nd ed., London, Palgrave Macmillan, 2005, pp. 7-28)。フランスの排除

論とコミュニティ論のつながりについては以下を参照。

Jacques Donzelot dir., *Faire société: la politique de la ville aux États-Unis et en France*, Paris, Seuil, 2003.

(48) 一九九〇年代以降の「ワークフェア」の展開とヨーロッパ極右運動とのつながりについて、水島治郎「福祉国家と移民―再定義されるシテイズンシップ」宮本太郎編『比較福祉政治―制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部、二〇〇六年、二〇六―二二六頁。

(49) ユルゲン・ハーバーマス（河上倫逸監訳）『新たなる不透明性』松籟社、一九九五年、二〇七頁。

(50) ユルゲン・ハーバーマス（丸山高司ほか訳）『コミュニケーション的行為の理論（下）』未来社、一九八七年、四一二―四一四頁；Claus Offe, “New Social Movements: Challenging the Boundaries of Institutional Politics”, *Social Research*, Vol. 52, No. 4, 1985, pp. 828-829.

(51) Alberto Melucci, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, London, Century Hutchinson, 1989, pp. 45-48, pp. 170-171（山之内靖監訳）『現在に生きる遊牧民―新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店、一九九七年、四三―四六頁（二二〇頁）。

(52) 「新しい社会運動」や一九八〇年代の民主化運動を受けて、九〇年代には「市民社会」論が隆盛となる。Jean L. Cohen, “Strategy or Identity: New Theoretical Paradigms and Contemporary Social Movements”, *Social Research*, vol. 52, no.

4, 1985, pp. 663-716; Jean L. Cohen and Andrew Arato, *Civil*

*Society and Political Theory*, Cambridge, MIT Press, 1992.

(53) この点に関して、田中拓道「福祉国家と社会運動―理論的統合に向けて」田村哲樹編『模索する政治』ナカニシヤ出版（近刊）を参照。

(54) Melucci, *Nomads of the Present*, p. 172（邦訳、二二三頁）。なお、ギデンズやベックなどの社会学者は、近代の進展にもなう集合的現実性の消失と「リスク社会」化が、「個人化」「自己再帰化」を不可避に導くと想定しており、そこに内在する二重の意味に十分な注意を払っていないように思われる（cf. ウルリッヒ・ベック、アンソニー・ギデンズ、スコット・ラッシュュ『再帰的近代化―近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房、一九九七年、三〇頁以下）。したがって、彼らの理論では、本稿で挙げた第一の流れと第二の流れを分節化する手がかりが与えられず、「個人化」の中身が両者の権力闘争によってのみ規定される、という点が見えなくなってしまう。

(55) Greg Martin, “Social Movements, Welfare and Social Policy: a critical analysis”, *Critical Social Policy*, vol. 21, no. 3, 2001, p. 369.

(56) Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, London, Verso, 1993, p. 69（千葉真ほか訳）『政治的なるものの再興』日本経済評論社、一九九八年、一四〇頁）。

(57) *Ibid.* Ernest Laclau and Chantal Mouffe, *Hegemony and*

*Socialist Strategy: towards a Radical Democratic Politics*, 2nd ed., London, Verso, 2001, p. 164-165 (山崎カヲル、石澤武訳『ポ

盤研究 (A)、課題番号 22243011) による研究成果の一部である。

スト・マルクス主義と政治―根源的民主主義のために』大村書店、一九九二年、二五九―二六〇頁)。

(58) かつてハバーマスは、「システムによる生活世界の植民地化」というテーゼから、今後は脱労働・脱生産主義を掲げて「労働社会」から「コミュニケーション社会」への移行を求め、運動が紛争の中心となる、と論じた。しかしこれは、理論上の分析的カテゴリーを「労働」と「コミュニケーション」という実践と結びつけたやや短絡的な議論である (cf. アクセル・ホネット (加藤泰史ほか訳) 『正義の他者―実践哲学論集』法政大学出版局、二〇〇五年、一一三頁)。実際には労働も、コミュニケーションやアイデンティティ形成の一手段となる。重要なことは、特定の就労を強制することと、労働の形態や内容に関する幅広い選択機会を個々に保障することとの間に対抗軸を設定することであり、「脱労働」を掲げることではない。

※本稿は、第一七回政治思想学会シンポジウム「福祉国家とシテイズンシップ」(二〇一〇年五月二二日、東京大学) における報告原稿に加筆修正を行ったものである。報告の機会を与えていただいた先生方、貴重なコメントや質疑をいただいた先生方に感謝申し上げます。なお本稿は科学研究費補助金(若手研究(B)、課題番号 22730113)、および科学研究費補助金(基